

# 株主提案権

——今後の株主総会運営についての一試論——

亀山孟司

## 目次

- 一 株主提案権制度
- 二 主要各國立法例概観
- 三 株主提案権の構成
- 四 株主提案権行使の要件
- 五 株主提案権行使の効果
- 六 株主提案の不当拒絶
- 七 むすびにかえて

## 一 株主提案権制度

### (1) 株主提案権の意義

株主提案権とは、株主が会社に対してある事項を株主総会の議題とすべきことを請求し、または総会の議題につき

議案を提出してその要領を総会招集の通知・公告に記載すべきことを請求する小数株主権をいう。株主提案権制度は、株主に株主総会における議題および議案の追加提出を認める権利であり、会社理事者がその開催する株主総会の議事日程に予定していない議題を追加し、また理事者側によつて予定されている議題に関して、理事者側の付議する議案とは異なる議案（修正提案、反対提案）の提出を株主に認める制度である。<sup>(1)</sup>換言すれば、株主総会を通して、株主を会社の意思決定に積極的に参加させることを意図した制度であると言える。

昭和五六年商法改正前の商法においては、株主総会の議題はすべて招集通知に記載しなければならず（商二三二一条第二項）、招集通知に記載すべき事項の決定は、すべて取締役会によつて決定されることから、株主総会の議題およびその議案の決定については、取締役会に専属し、株主はこれに関与することができなかつた。<sup>(2)</sup>株主提案権制度は、右にみたような昭和五六年改正前の状況に対する反省から、株主に対して、会社への積極的発言の機会を与えるようとするものであり、会社経営者と株主との対話を積極的に推進しようとするものである。

すなわち、貝具体的には第一に、株主の会社経営者に対するチェック・コントロール機能の活性化、第二に、株主・会社経営者間のコミュニケーションの確保、第三に、株主間のコミュニケーションの推進を図ることにある。

## （2）株主提案権の新設

昭和五六年の商法改正において、新たに株主提案権に関する規定が設けられた。商法二三二条ノ二には次のとおり規定する。

- ① 六月前ヨリ引続キ發行済株式ノ総數ノ百分ノ一以上ニ当ル株式又ハ三百株以上ノ株式ヲ有スル株主ハ取締役二

対シ会日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ一定ノ事項ヲ総会ノ目的トナスベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ事項ガ総会ノ決議スベキモノニ非ザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

② 前項ノ株主ハ取締役ニ対シ会日ヨリ六週間前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項ニ付其ノ株主ノ提出スベキ議案ノ要領ヲ前条ニ定ムル通知ニ記載スルコトヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ議案ガ法令若ハ定款ニ違反スルトキ又ハ同一ノ議案ニ付総会ニ於テ議決權ノ十分ノ一以上ノ賛成ヲ得ザリシ日ヨリ二年ヲ経過セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

そこで、本条の具体的な検討に入る前に、株主提案権制度に関する主要各国の立法例を一瞥しておくこととする。

注(1) 前田重行「株主提案権について」（現代株式会社法の課題所収）一七五頁。

(2) 西原寛一「株主総会の運営」株式会社法講座三巻八四四頁、龍田節「株主の総会招集権と提案権<sup>(2)</sup>」法学論叢七一巻二号四六頁、前田重行「株主提案権の立法論的検討」証券研究五七巻一九七頁。

## 二　主要各国の立法例の概観

(1) アメリカにおける株主提案権は、狭義では、アメリカの委任状規則（Proxy regulation）で認められた証券保有者（Security holder）（特に株主）の提案権をさす。委任状規則（Rule14a-8）によると、一%または市価一、〇〇〇ドル以上の株式をもつ株主は、自己の提出したい議案と二〇〇語以内の提案理由（両方で五〇〇語以内）とを、經營者が勧誘する委任状勧誘資料に含めるように請求することができる。株主は、これによって、会社の費用により、自己の議案につき賛成票を集めることができる。委任状の勧誘が多くは經營者支配の手段として用いられるのに対し、株

主提案権の制度は会社民主主義の支柱であると評価されている。しかし、株主総会 (Shareholders meeting) の議案に適しない事項等について提案することは許されず、過去に一定率以下の支持しか得なかつた提案を重ねて行つこともできない。また、役員選任決議や単なる反対提案にもこの制度は利用できない。最近は企業の社会的責任との関係でこの制度がよく利用されている。

そして、この提案権をさらに保証するため連邦法である証券取引所法 (Securities Exchange Act 1934) に基いて連邦証券取引委員会 (SEC) が制定した委任状勧誘規制 (14a-8) による提案権規制 (Shareholder Proposal Rule) が定められている。

これによると、提案権は単独株主権であり、実質的要件と形式的要件とに分かれている。先ず実質的要件として、次の六つの要件を挙げることができる。すなわち、取締役の選任に関する提案でないこと、反対提案でないこと、個人的苦情処理などを内容としないこと、州法上適正な議題であること、通常の業務執行に関する提案でないこと、政治的主張などの推進を目的的でないことである。

これに対しても、形式的要件としては、経営者が委任状の勧誘を開始するときより合理的期間だけ以前であること、過去に提案解消のないこと、反覆提案に要する最小限の支持率があることなどである。<sup>(1)</sup>

(2) イギリスにおいては、一九四八年会社法が、株主の地位を強化するため、アメリカの SEC 規則による株主の提案権に類似の制度を、少数株主権として認めている。すなわち、①議題の追加として、株主が付議することを望む議案を会社が株主全員に通知する。積極的提案であるが、これを利用できるのは年次総会の場合に限る。②説明書の

配付として、総会に付議される予定の議案につき株主から送付された文書（説明書 Statement）を、会社が全株主に配付（Circulate）する。説明書は一〇〇語以内に限る。<sup>(3)</sup>この配付を請求できるのは年次総会に限らない。<sup>(2)</sup>①により株主が独自に設定した議案を支持する提案理由として利用できる外、理事者提出の議案に反対するための激文としても利用できる。

次に提案権行使の要件であるが、①議決権総数の一〇〇分の一以上をもつ株主——株主数は何名でもよく、持株要件は臨時総会招集請求権の半分である。<sup>(4)</sup>②一人平均一〇〇ポンド以上の払込済株主をもつ株主一〇〇名以上——議決権のない株式をもつ株主でもよく、払込額合計が一万ポンド以上になるよう一〇〇名の株主を結集すればよい。

払込済株式を有する一〇〇人以上の株主は、議題の追加、説明書（一〇〇〇語以内）配付を会社に対し請求できる。

請求書面提出の時期は、①議題追加の場合は総会会日の六週間前まで、②説明書の配付の場合は、会日の一週間前までである。費用は請求株主の負担となる。

請求の効果として、要件を備えた請求を受けた会社は、請求内容に応じて通知の発送または説明書の配付を、招集通知を受ける権利をもつ全株主に対してなす。その時期は招集通知の発送と同時、それが発送済のときはできるだけその直後でなければならない。議題追加として通知された事項は、定款で決議事項を限定していてもそれと関係なく、すべて年次総会において決議できる。たまたま通知を受けない株主があつても、決議の妨げにはならない。

請求が要件を欠く場合<sup>(5)</sup>の外、次の場合、会社は請求を拒否できる。すなわち、配付を請求された説明書の記述が中傷的（defamatory）だとの疑いがある場合、会社または害されることを主張する者が裁判所に申し立てる。審査の結果裁判所が配付請求権の濫用だと認めた場合には、会社はその説明書を配付しなくともよく請求株主が訴えの当事者

になつていなくても、裁判費用の全部または一部を彼に負担させることができること<sup>(6)</sup>。

これ以外の不当拒絶の場合、任務懈怠のあとには罰則の制裁が科される。招集権の場合のような救済規定はない。

(3) 旧西ドイツにおいても、株主の提案権が認められている。すなわち、一九六五年株式法一二六条によれば、株主による提案は、総会招集通知の公告後一週間内に、会社に対し反対提案をその理由とともに送付し、かつ、総会において取締役および監査役の提案に反対し、他の株主にその反対提案に同意するよう勧誘する意思があることを通知した場合には、会社は、一二五条の規定に従いその旨を株主等に通知しなければならないとされた（株式法一二六条第一項）。

また、監査役・検査役の選任に関する株主の提案にも一二六条は準用されるが、選任提案については理由を付する必要はなく、また、その提案が、一二四条第三項三文の定める候補者の氏名、職業、住所を記載していない限り、取締役は、これを株主等に通知することを要しない（株式法一二七条）。なお、このように株主が株式法一二七条によって監査役選任のための提案をなし、かつその株主が総会において自己の推薦した者の選挙を提案した場合に、総会に代表されている資本金額の一〇分の一以上の合計額を有する少数株主による請求があれば、上記提案は、監査役の提案に先立つて票決されなければならない（株式法一三七条）。

なお、株式法一二六条第二項による反対提案およびその理由は、次の場合には通知される必要はない。

- ① 取締役がその通知によって刑罰を受けるおそれがある場合
- ② 反対提案が、株主総会の違法または定款違反の決議になるおそれがある場合

(3) その根拠の主要なる点において明らかに誤りであるか、もしくは欺瞞的記述あるいはまたその理由が侮辱するものを含んでいる場合

(4) 同一の事項に基づく株主の反対提案がすでに会社の株主総会に一二五条により通知されている場合

(5) 過去五年間の少なくとも二回の株主総会において一二五条に従つて、本質的に同様の理由で株主の同じ反対提案が、通知されかつその株主総会において資本の二〇分の一未満の賛成投票が得られたに過ぎない場合

(6) 株主が株主総会に出席せず、かつ代理出席しないことが明らかな場合

(7) 株主が過去二年間に二回の株主総会に通知された当該反対提案を提示せず、または提案せしめなかつた場合なお、根拠が一〇〇語以上書いてある場合には、その根拠は通知することを要しないとされて<sup>(7)</sup>いる。

(4) フランスにおける株主提案権は、株主総会に株主の意思を反映させるための手段の一つとして、一九六六年七月二十四日（以下フランス新会社法<sup>(8)</sup>という）に、新しく導入されたものである。従来は、株主の意思を議案に反映させたためには、その事項を取締役会が議案として採用するか、または少數株主権を行使して自ら総会そのものを招集する以外に方法はなかつた。<sup>(9)</sup>

そこで、新会社法の制定にあたり、従来は定款によつて株主に与えられていた議事日程に自己の議案の記載を請求する権利が、新たに明文で定められることになった。株主のイニシアチブを促進して、株主をより積極的に会社に関与せしめようとする意図である。<sup>(10)</sup>自己の議案を議事日程に記載するよう請求しうるのは、資本の一〇〇分の五にあたる株式を有する一人もしくは複数の株主である（法一六〇条第一項）。

株主提案の内容は、総会の招集権者によつて決定された議事日程と無関係であつてもよい。ただし、法律および定款による総会の権限を越えて問題を対象とはできない。<sup>(1)</sup>

ただし、取締役会または監査役会への候補者の提示に関する議案は、提案できない（法一六〇条第二項一文）。

取締役会長または社長は、議案を受け取つた日から起算して五日以内に、書留郵便により議案の受領を証明しなければならない（令一三一条第一項）。不適法な議案記載請求に対しても、受領を証明する義務は生じない。<sup>(2)</sup>議案は議事日程に記載され、かつ総会での議決に付せられる（令一三一条第二項）。請求の形式的な受理可能性のある外は、たゞえそれが提案者の有害な意図や中傷の意図に出たものであつても、その議案を議事日程に記載することは拒みえないと解されている。また、会社の機能や管理に直接に関係がなく、むしろ政治的、宗教的関係の議案であるというような「評価」も拒絶理由とはなしえない。<sup>(3)</sup>

株主提案権に関する法令の規定に違反してなされた決議は無効である（法一七三条第一項）。さらに、このような場合には、総会の招集手続そのものが適法に行われなかつたのであり、そのような総会の決議全体の取消原因となるものと解されている（法一五九条第二項）。

このようにして法一六〇条第二項で明文化された「総会の議事日程に議案の記載を請求する少数株主の権利」は、法一六八条第三項に定められた「総会前における株主の情報請求権」、すなわち株主から議案が提出されたときはその本文および提案理由につき、総会招集から会日の五日前までに（令一三八条）、自己に知らせるよう会社に請求しうる株主の権利と相挨つて、総会における少数派株主の再結集を促すものであるといわれている。<sup>(4)</sup>

(注)(一) 中村一彦「株主の提案権」(現代的企業法論)一五一頁以下。なおアメリカ法における株主提案権制度とその実態に関する研究には以下の文献を挙げることができる。龍田節「株主の総会招集請求権と提案権」(1)～(3)論叢七一卷一～二号、前田重行私法三四号、神崎克郎「米国における株主提案権と社会問題」商事法務五七三号、森田章「株主提案権の機能と企業の社会的責任論」インベスト一九卷三～五号、同「最近のアメリカにおける株主提案権の実態」証券研究五〇号、同「SEC 株主提案規則の改正」インベスト三〇卷三号、同「SEC 株主提案規則の改正」商事法務九八八号、近藤光男「米国における株主提案権の実態」商事法務九八六号、小松伸次「株主提案権」専修法学論集二四号等。

(2) Magnus and Estrin, P. 143

(3) Gower, P. 440

(4) Gower, P. 437, note 41a

(5) Magnus and Estrin P. 144

(6) 配付請求の拒絶に(1)～(7) Palmer, 20th ed., P. 467; Gower, P. 440, note 64

(7) 河本一郎「ハンス・ヴュルデインガー編「提案権」ドイツと日本の会社法七五一七六頁。

(8) 早稲田大学フランス商法研究会・注釈フランス会社法第二卷参照。フランス会社法すなわち一九六六年七月一四日法律六六一五三七号の会社法および一九六七年三月二三日命令六七一一三六号の会社法施行令については、早稲田大学フランス商法研究会・フランス会社法(昭和五〇年)にその全訳が示されている。

(9) 服部榮二「株主の提案権」金融商事判例六五一号六四一六七頁、倉沢康一郎「株主総会の運営」企業会計三三卷五号三一頁。

(10) 山下丈「株主提案権」改正会社法の研究(蓮井良憲先生還暦記念)一五一頁。

(11) 山下丈 前掲論文、一五一頁。

(12) 山下丈 前掲論文、一五一頁。

(13) 山下丈 前掲論文、一五一頁。

(14) 山下丈 前掲論文、一五一頁。

(15) 山下丈 前掲論文、一五一頁。

### 三 株主提案権の構成

以上、欧米主要国の立法例を一瞥したが、わが国においても昭和二三年、アメリカ法を参考として証券取引法が制定された。本法一九四条において「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する規則（証取委規則一二号）（委任状勧誘規則）」が制定され、その八条に株主提案権に関する規定が設けられた。しかし、アメリカの提案権規則は追加提案権を認めていたが、わが国においては反対提案を認めるのみで、追加提案を認めるまでには至らなかつたのである。その後、昭和二十四年、二十五年の改正法により、株主提案権は株主による濫用の恐れがあるとの理由で、これを削除してしまった。

このような経緯を辿って、昭和五六年の商法改正で、次のような株主の提案権が新設されたわけである。

① 六ヶ月前から引続き発行済み株式総数の一〇〇分の一以上に当る株式または三〇〇株以上の株式を有する株主は、取締役に対し、総会の会日より六週間前に、書面をもつて一定の事項を総会の会議の目的とすべきことを請求することができる（商二三二条ノ二第一項）。

② 前項の株主は、取締役に対し、会日より六週間前に書面をもつて会議の目的たる事項について、その株主の提出する議案の要領を総会招集の通知および公告に記載すべきことを請求することができる（同条第二項）。

本条は、株主提案権を定めるに当つて、第一項においては、総会の議題を追加提出する権利（議題提案権、議題追加権、議題提出権などと呼ばれているが、本稿では議題提出権と呼ぶことにする）を定め、第二項においては総会の

具体的な議案を追加提出する権利（議案提出権、議案通知権、議案要領通知請求権などと呼ばれているが、本稿では議案通知権と呼ぶこととする）を定めたことから、本条が株主提案権につき、議題提出権と議案通知権とを形式上別個の権利として捉え、規定したものと解されている。<sup>(1)</sup>

そこで、権利行使における議題提出権と議案通知権との関係につき、常に同時的一体として行使する必要があるのか、または両者はそれぞれ別個に行使しうるかという問題が生じるわけである。この点について、学説は一体行使説<sup>(2)</sup>と別個行使説<sup>(3)</sup>とに分かれている。これらの学説については後述する。

ところで、右の問題は、結局第一項の議題提出権の行使の場合のみ問題となるのであり、議題のみの提案が認められるかが問題である。この点につき、定款変更等の一一定の重要な議題については議案の要領を召集通知に記載することが要求されていることから、このような事項についての株主提案が議題のみの提案である場合には、会社はこの提案に基づいては、適法な招集通知を作成することができず、そのため議題のみの提案は、かかる事項については認められないことになる。<sup>(4)</sup>

また商法特例法上の大会社であつて、議決権行使のための参考書類の送付が強制される会社においては、参考書類に議案の記載が要求されているので（商特二二条の二、参考規二二）、かかる会社における株主提案権の行使は、上記参考書類の作成上、常に議案提出権と議案通知権の両者が一体とならなければならぬ。<sup>(5)</sup>

この結果、議題のみの提案が認められるか否かが問題となるのは、結局参考書類の送付義務のない中小規模の会社で、かつ招集通知に議案の要領の記載を要求されない事項についての提案を行う場合に限られることになる。<sup>(6)</sup>

注(1) 服部榮三「株主提案権」代行リポート六〇号、龍田節「株主提案権」企業会計三三巻九号五八頁。

(2) 大隅健一郎外「改正商法の実務上の問題について」インベスト三五巻五号九六頁、岩崎恵一「改正商法下の株主総会における二、三の問題点」判例タイムス五〇〇号七九頁。

(3) 服部榮三前掲リポート六〇号六頁、鴻常夫外編・演習商法（会社）中三六二頁、鴻常夫外・総会四三頁以下稻葉威雄、森本滋発言・神崎克郎「株主提案権行使の法的問題」商事法務一〇七〇号四一頁。

(4) 服部榮三「株主提案権」金商六五一号、森本滋「株主提案と書面投票制度」（下）ジュリスト七五一号。

(5) 森本滋前掲論文、九二頁、河本一郎「株主提案権(3)」法セ三五八号七六頁。

(6) 前田重行「新版注釈会社法(5)」六七頁。

## 四 株主提案権行使の要件

### (1) 議題提出権

(1) 議題提出権は少数株主権とされ、上述のように、六ヶ月前から引続き発行済み株式総数の一〇〇分の一以上に当たる株式または三〇〇株（ただし、単位株制度を採用している会社は三〇〇単位、改正法付則二一条）以上の株式を有する株主でなければ、これを行使することができない。なお、持株要件として、少数株主は、一定割合または一定数の株式を六ヶ月間保有していなければならない。この期間は、提案権行使した日から遡って株式取得の日までに丸六ヶ月が存在することを要する。<sup>(1)</sup>

少数株主が提案した時からいつの時点まで持株要件を維持していなければならぬかについては、基準日（株主名

簿閉鎖の場合はその閉鎖時<sup>(2)</sup>まで、招集通知の記載内容を取締役会が決定した日まで<sup>(3)</sup>、および提案について決議がなされる時点までとする見解がある。思うに株主提案権は議決権を前提とする権利であり、議決権行使の基準日において発行済株式総数の一〇〇分の一以上にあたる株式または三〇〇株以上の株式を有するものでない者が株主提案権を行使しうることは妥当ではない。ただし、議決権行使の基準日にこの要件が満たされている限り、その後に株式が他に譲渡されて株主提案権行使した者の持株が総会の会日に発行済株式の一〇〇分の一以上または三〇〇株以上でなくなつても、その提案権行使は適法<sup>(5)</sup>であると解すべきである。

(四) 提案権行使の手続きは、会日より六週間前に書面によって、一定の事項を総会の議題とすべき旨を取締役に請求することを要する。会日六週間前としたのは、総会招集通知の発送が会日の二週間前でなければならないので、準備期間として四週間を確保させたことによる。提案に記載の請求日と総会期日との期間が六週間に不足する場合の処理については見解が分かれている。すなわち、会日前六週間に不足する場合は、提案権の行使は不適法であり、提案は総会に付議されないとする見解<sup>(6)</sup>と、通常総会期日は未定であることから、会日よりも六週間前というのを余り厳格に解するのは疑問であり、客観的に会日と予想される日を基準として六週間前であれば、実際の会日より六週間前でなくとも、適法な請求があつたと解すべきであるという見解<sup>(7)</sup>があるが、提案権制度の主旨を尊重する立場から、後者の見解が妥当であると考える。

なお、上記の請求時期に外れた提案請求の効力については、請求としての効力を失うわけではなく<sup>(8)</sup>、次回の総会にに対する提案請求としての効力を保持しうることになる<sup>(9)</sup>。しかし、次回総会への提案を提案株主が欲しない場合、あるいは、次回総会への提案として意味を有しないものはこの限りではない。

請求の書面には、提案の目的である議題だけを記載すれば足りる。

(ハ) 議題提出権の行使に基づく議題は、総会の決議事項に属するものでなければならず、商法若しくは特別法または定款に定める事項に限られる（商法二三〇条ノ一〇参照<sup>10</sup>）。従つて、商法若しくは特別法または定款においても株主総会の決議事項とされないものは、議題提出権から除外されることになる。たとえば、①業務執行に関する事項は、それが定款で総会の決議事項とされていない限り、議題提出権の対象とはならない。②取締役にたいする勧告ないし助言を内容とする事項も、議題提出権から除外される。③しかし、総会の決議事項であつても、株主のイニシアティブによつて決議することが妥当でない事項、たとえば営業譲渡や新株の有利発行などが除外されるかどうかは問題である。<sup>10</sup>これらの事項は、本来株主の提案権ないし議題提出権に親しまないものであるともいえ、その点で当然この権利から除外されるとも考えられるが、特にこの旨の規定がない以上、株主のイニシアティブによつて決議することを妥当としないという理由だけで、これを議題提出権の範囲外とすることは疑問である。

## (2) 議案通知権

(イ) 議案通知権を行使するための要件は、六ヵ月前から引続き発行済株式総数の一〇〇分の一以上に当たる株式または三〇〇株（ただし、単位株制度を採用している会社においては三〇〇単位）以上の株式を有する株主でなければ、議案通知権を行使できないこと、また、総会の会日より六週間前に書面をもつて請求をなすべきことは、議題提出権の場合と同様である。

(ロ) 第二項による議案通知権として考えられるものに、会社理事者側の提出する議題とは無関係に提出される議案

の場合がある。すなわち、第一項の追加提案された議題と一体化した形で提案される場合であり、第二項に基づく議案として、修正提案、反対提案および選舉提案という提案形態のあることが考えられる。

そこで問題となるのは、純粹の反対提案が許されるのかという点である。議案の伴わない反対のための提案は、本条の予定するところではないとの理由から純粹の反対提案は無意味であるとする消極的な見解もあるが、これを積極的に解する立場もある。<sup>(12)</sup>思つに株主提案権制度の主旨が、株主提案の議案の可決にあるよりも、むしろ、その提案を通じて株主と会社経営者間の意思の疎通を図り、両者の対話を促進するとともに、その提案が予め招集通知や参考書類に記載されることによって、株主間のコミュニケーションを推進するということにあることを考えれば、むしろ純粹の反対提案が独立した議案ではないとしても、これを第一項の議案提案権の対象として、提案することを是認する方が、本条の提案権制度を設けた主旨に一層合致するのではないかと考えられるのである。

(ハ) 議案が法令・定款に違反しないこと

株主の提案にかかる議案の内容が法令・定款に違反するときは、議案通知権の行使は許されない（商二三二一条ノ一二項但書前段）。従つて、法令または定款に違反する議案の提出がなされた場合、会社は株主の議案通知権の行使が不適法なものとして、これを排斥すべきである。

議案が法令または定款に違反する場合は、商法二九〇一条第一項にある配当可能金額を超える利益配当をすることとなる利益処分案や、定款に定める取締役の資格に反することとなる取締役を選任する取締役選任議案があげられる。<sup>(13)</sup>

(二) 連続提案の制限に反しないこと

議案提出権の行使が適法であるためには、同一の議案につき、総会において議決権の一〇分の一以上の賛成が得られず、否決されてから三年を経過していなきことを要する（商法二三二条ノ二第一項但書）。これは、連続提案による提案権の濫用を防止し、泡沫提案の繰返しに対処しようとするものである。

株主の提出にかかる議案が、従前の総会に付議された議案と同一であるか否かは、実質的な判断によつて決定される<sup>(14)</sup>。定款変更議案に関しては、定款の同一事項についての変更の提案は当然に同一の議案ではないが、定款の変更すべき文言が相違していても、実質的に同一の意義を有する変更の提案は同一の議案である。従つて、取締役の員数を八名以下とする提案と、これを一〇名以下とする提案は異なる提案であるが、「当会社の取締役は八名以下とする」との定款変更議案と「当会社の取締役は八名以下、三名以上とする」ことを内容とする定款変更議案は同一の議案である。

#### (ホ) 議案通知権と議題提出権の関係

商法二三二条ノ二<sup>(15)</sup>が株主提案権を第一項と第二項に分けて構成し、議題提出権と議案通知権を形式上区別したことから、提案権の行使に際しても第一項の議題提出権と第二項の議案通知権とは別個の権利として行使しうるか否かといふことが問題となることについては、前述したとおりである。すなわち、商法二三二条ノ二第一項の権利を行使するためには、同条第一項の権利の行使が前提とされなければならぬかという問題が生じる。この問題については、本条第二項に「前項の株主は……」とあるので、第一項の権利を行使した株主でなければ、第二項の権利を行使しないと解する見解もあるが、両者は別個に行使しうるとする見解もある<sup>(16)</sup>。

後者の見解に立つ服部説によれば、第二項の権利の行使は、第一項の権利の行使がなされることを前提とするので

はなく、第二項の権利の行使のうちに、実質上第一項の権利の行使が当然含まれていると認めるのが妥当と思われる」とされ、さらに第二項にいう「前項の株主」というのも、六カ月前より引続き発行済株式総数の一〇〇分の一以上に当たる株式または三〇〇株以上の株式を有する株主を意味するにとどまるとして解すれば足りるとされ、「このような考え方には合理性があり説得力がある。

そこで、本条第一項のと第二項との関係は、①議題のみを招集の通知・公告に掲げさせることは、第一項によつて提案権を行使する。②議題および議案の要領を招集の通知・公告に掲げさせることを欲するときは、第二項によつて提案権を行使する。③上記①②の例外として、議案の要領を招集の通知・公告に掲げることを法律によつて強制される議題ないし議案（定款変更の議案〔商三四二条第一項〕など）については、常に第一項によつて提案権を行使しなければならないと解すべきである。

- 注（1） 東京高判昭六一・五・一五判タ六〇七号九五頁。
- （2） 前田重行前掲注釈<sup>(5)</sup>七九頁。
- （3） 河本一郎前掲論文<sup>(3)</sup>、法セ三五八号五一頁。
- （4） 大隅健一郎＝今井宏「新版会社法論」中I三一頁。
- （5） 神崎克郎「株主提案権行使の法的問題」商事法務一〇七〇号二一三頁。
- （6） 前田重行前掲注釈<sup>(5)</sup>八一頁。
- （7） 服部榮三前掲論文、二頁。
- （8） 松岡和生「株主の提案権・取締役会等の説明義務ほか」税経義務セミナー一六一三号二五頁。
- （9） 松岡和生前掲論文、二五頁。
- （10） 服部榮三前掲リポート三頁。

(11) 鴻常夫外・株主総会六八頁以下（森本、前田発言）元木伸「商法等の一部を改正する法律の解説<sup>(6)</sup>」法曹時報三六卷五号七二頁。

(12) 河本一郎前掲法セ三五八号七三頁。

(13) 元木伸「改正商法逐条解説」八四頁稻葉威雄「改正会社法」一三四頁。

(14) 元木伸、前掲注(13)、八五頁は、「同一の議案とは、単に表現されたところが同一か否かというのではなく、実質的に同一であることを要する」とし、稻葉威雄・前掲改正会社法一三四頁は、「同一の提案かどうかは具体的な事実認定の問題である」とする。

(15) 服部榮三前掲リポート六〇号、六頁、鴻常夫外、株主総会四三頁以下〔稻葉・森本発言〕島袋鉄男「株主提案権」演習II一八頁、神崎克郎、前掲論文、商事法務一〇七〇号四一頁。

(16) 大隅健一郎前掲論文、九六頁、森田章「提案権による株主提案の範囲」上柳克郎還暦、六〇頁、岩崎恵一前掲論文、判タ五〇〇号七九頁。

(17) 服部榮三前掲リポート、六頁。

## 五 株主提案権行使の効果

### (1) 議題提出権行使の効果

#### (イ) 議題の通知・公告への記載

株主提案権の行使が適法であり、提出された株主提案につき、本条第一項但書および第二項但書の定める拒絶事由が存在しない場合には、会社はこれを招集通知および公告に記載しなければならない。すなわち、①第一項の議題提出権の行使がなされた場合には、提出された議題を総会の議事日程の一部として、招集通知および公告に記載すべき

ことになる。また、第二項の議案通知権が議題提出権とともに、あるいは修正提案、反対提案として単独に行使された場合には、会社は提出された議案の要領を招集通知に記載しなければならない。株主が議案のみを提出し、議案の要領を提出しない場合において、議案内容が簡単で要約の必要もない場合を除いては、会社はこれを株主提案として拒絶することができるとする考え方もあるが<sup>(1)</sup>、この場合でも、会社はこれを議案の要領として、通知・公告に記載することになる。<sup>(2)</sup>

なお、定款変更議題の場合のように、議案の要領を招集の通知または公告に記載することが義務づけられているときは（商三四二条第一項等）、これに従わなければならないので、議案通知権の行使を待つことなく、議案の要領を上記の通知・公告に記載しなければならない。しかし、提案理由については、常に上記の通知・公告に記載する必要はない。ここで問題となるのは、議題を上記の通知・公告に記載する場合、株主の提案による議題であるか否かを明らかにする必要があるか否かということである。これを肯定する見解もあるが<sup>(3)</sup>、株主の提案にかかる議題が取締役の提出にかかる議題と総会において平等に審議される点に、議題提出権の意義があるとすれば、予断を避けるために、株主の提案にかかる議題である旨を明らかにしないことが妥当ではないかと考える。

（四）議題競合の場合

株主の提案にかかる議題と取締役が提出しようとする議題が競合したときは、総会招集の通知・公告に両議題を掲げる必要はなく、同一議題を一つ記載すればよい<sup>(4)</sup>。しかし、議題が同一でもその要領が異なっている場合、たとえば「取締役選任の件」として同一議題であっても、それぞれの立場において取締役候補者を別個にするような場合は、株主側の議案の要領が総会招集の通知・公告に記載される効果が発生する。

## (八) 総会における株主提案の審議

議題提出権にかかる議題については、総会議長は総会においてこれをくり上げ、提案株主に提案理由を述べる発言の機会を確保しなければならない。ところで、提案株主が議長の要求にもかかわらず議案の説明を拒否した場合、あるいは欠席した場合いかなる問題が生ずるかについて考えてみると、提案株主には、説明義務または出席義務はないので、欠席したことを理由に、株主の提案を直ちに総会の審議の対象から外すことはゆるされない<sup>(5)</sup>。

## (2) 議題提出権に関する違反の効果

株主が議題提出権を適法に行使したにもかかわらず、代表取締役がその議題提出権を無視した場合には、総会招集手続きに違法があるので、決議取消原因となる（商二一四七条第一項一号）。また取締役は一〇〇万円以下の過料の制裁を受ける（商四九八条第一項一六号ノ二）。

## (3) 議案通知権行使の効果

議案通知権が適法に行使されたときは、代表取締役は、提案にかかる議案の要領を総会招集の通知・公告に記載しなければならない。これにより提案株主は総会の開催前に、提案の具体的な内容を他の株主に知らせることができ、総会においてその議案が審議される。この関係は、議題提出権の場合と同様である。

## (4) 議案通知件に関する違反の効果

株主が議案通知権を適法に行使したにもかかわらず、代表取締役がその議案の要領を招集通知・公告に記載しな

つたときは、これに基づいてなされた当該議案の決議は、招集手続上暇疵があるので、取消原因を有することになる。<sup>(6)</sup>  
なお、議案通知権によって追加議題とその議案の要領とを招集の通知・公告に掲げるべき旨の請求があつたにもかかわらず、代表取締役がこれを無視し、これらをともに招集の通知・公告に記載しなかつたときは、議題提出権の無視の場合と同様に、当該総会におけるすべての決議は手続上暇疵を帶び、取消原因を有することとなる。<sup>(7)</sup>

注(1) 竹内昭夫「改正会社法解説」一〇頁。

(2) 稲葉威雄前掲改正、一三六頁。

(3) 森本滋「株主提案権と書面投票制度（下）」ジュリスト七五一号九二頁。

(4) 服部築三前掲リポート三頁、龍田節「株主総会」企業会計三三巻九号五八頁、森本滋、前掲ジュリスト九一頁。

(5) 元木伸前掲逐条解説八六頁によれば、「提案株主が総会に出席することを要件としていないから、たとえ提案した株主が総会当日出席しなかつたとしても、会社はこれを提案として取り扱わなければならない」としている。

(6) 服部築三前掲リポート四頁、前田重行前掲証券研究一〇三二一〇四頁。

(7) 服部築三前掲リポート六頁。

## 六 株主提案の不当拒絶

株主提案権の行使に対し、不當にこれを拒絶した場合には、取締役は過料に処せられる。すなわち、①議題提出権の行使に対して、正当の理由なくこれを議題として取り上げなかつた場合。②議案通知権の行使に対して正当の理由なく議案の要領を招集の通知・公告に記載しなかつた場合、③議決権行使のための参考書類に議案を記載しなかつ

た場合には、いざれに<sup>(1)</sup>ついても取締役は一〇〇万円以下の過料に処せられる（商特三〇条一項五号）。

株主の提案が不<sup>(2)</sup>當に拒絶された場合、招集手続および決議方法に違法があるものとして、決議取消原因となることは前述したとおりである。ただ議題の提案について決議されなかつた場合には、取り消すべき決議が存在していい。これに對して、決議取消原因となると解する見解<sup>(1)</sup>と、重大な手続上の瑕疵ではあるが決議の効力に影響しないと解する見解<sup>(2)</sup>とがある。そこで先ず株主提案に関する瑕疵によつて、当該総会のすべての決議を無効とするのは行きすぎであるとし、議題提案権の不<sup>(2)</sup>當拒絶の場合、重大な手続上の瑕疵は認めるが、その瑕疵を他の決議の効力に影響を及ぼすものではないとする見解に對し、議題提案権の行使に對して、その不<sup>(2)</sup>當拒絶により、総会の議題として取り上げられなかつた場合、学説上、議題提案権の無視は、総会のすべての決議に影響を及ぼす共通の手続的瑕疵と考えるべきであり、当該総会のすべての決議の取消原因になるとの反対説がある。株主総会に、公開された公正な、かつ民主的運営を期待する以上、後者の説に賛成するものである。

注(1) 鈴木竹雄＝竹内昭夫「会社法〔新版〕」二二一頁、服部栄二前掲リポート四頁、松岡和生「株主総会<sup>(1)</sup>」税経セミナー二六卷一三号二八頁。

(2) 大隅健一郎＝今井宏「新版会社法論」中一三三二頁。

## 七 むすびにかえて

わが国においても漸く株主総会の意思決定に、積極的に參加する権利が、少數株主権としてではあるが株主にも認め

められることになった。欧米諸国においては相当以前から株主提案権制度が認められ、株主の会社経営への参加を促進する手段として活用されてきたが、わが国は昭和五六年の改正商法（商二三二一条ノ二）により、株主提案権制度の導入を見るに至った。<sup>(1)</sup> 株主提案権制度は書面投票制度（商特二一条の三）とともに、株主の株主総会への参加を図るうえで極めて重要な制度であると考へる。

株主提案権制度は、株主に株主総会における議題および議案の追加提出を認める権利であり、会社理事者がその開催する株主総会の議事日程に予定していない議題を追加し、また理事者側によって予定されている議題に関して、理事者側の付議する議案とは異なる議案（修正提案、反対提案）の提出を株主に認める制度である。すなわち、株主に株主総会を通して会社の意思決定に積極的に参加させることを意図した制度である。<sup>(2)</sup>

従来、わが国においては株主の提案権制度がなかったため、株主自ら株主総会を開催する場合（商二三七条）<sup>(3)</sup> は別として、議案を総会に提出することはできなかつた。そこで出来うることは、議場での質問および動議の提出という限られた手段しか考えられなかつた。

かつての一株運動は、一人が一株ずつ保有することにより、人数の頭数によつて株主総会に物理的圧力をかけ、彼等の目的を達成しようとする運動であつた。これに対し、アメリカにおいては、株主の提案権制度があるので、この制度を利用して、総会の議題にのるような形で運動が進められている。

ところで、株主提案権の最も根本的な問題点は、発行済株式総数の一〇〇分の一または三〇〇株以上という高い持株要件である。一株の額面金額五万円の株式を三〇〇株という持株要件は、厳しすぎるというよりも、株主提案権が一般株主にとつては画餅にすぎないことを明示している。

このような行使不可能な提案権の形式的存在は、株主および社会一般に対する民主的ポーナーにすぎず、換言すれば大株主＝経営者独裁の正当性を補強する概観的信頼を作り出す手段でしかない。さらに、株主提案権が事実上存在しない状況の下での書面投票制度は、やはり大株主＝取締役の支配の合理化を助け、また必要書類添付制度も、その支配の正当化のみに役立つものとして、株主総会の形骸化を一層促進するものと予測されるものである。<sup>(4)</sup>

また、たとえ株主提案権が行使されたとしても、その提案が実際に決議として成立する可能性の殆どないことは等しく指摘されているところであり、従つて、それは経営者と株主相互間のコミュニケーションを良好にして、開かれた株式会社を実現しようとするに過ぎないものである。この点に関して、次のような問題がある。

改正法の提案権は、会社の提案が何か分からぬ段階で行使されるため、それが結果的に修正提案や反対提案になつても効力をもつというだけであり、当初からの純粹の反対提案の場合には、議案の要領（二三二条ノ二第一項）の出しよがないため、純粹な反対提案は株主提案権には含まれないとされる点である。<sup>(5)</sup>

しかしながら、株主提案権の趣旨が①株主の会社経営者に対するチェック・コントロール機能の活性化、②株主と会社あるいは株主相互間のコミュニケーションの確保、③株主間のコミュニケーションの推進にあるとするならば、むしろ、提案理由が株主総会の招集通知に添付される参考書類に記載されて、他の株主に知らされる点が強調されるべきであり、純粹な反対提案に関する対応がさらに工夫されてよいように思われるるのである。

因に提案権制度の利用に対する一九八一年の実務界の予想調査をみると、回答を寄せた五九五社のうち、「殆ど利用されないとと思う」と答えた会社は、回答を寄せた半数以上を超えていた。「おもに特殊株主に利用されると思う」が一九五社、「わからない」が八二社、「主に一般株主に利用されると思う」が一五社となつてゐる。<sup>(6)</sup>

株主提案権行使事例 (1989年7月～1990年6月)

株主提案権

会社名 総会年月 (総会時間)	持株数 (持株比率)	提案株主	提案内容
宮入バルブ製作所 1989年7月 (1時間43分)	2,120,000 (15.0%)	高橋産業	①取締役6名選任の件 ②監査役1名選任の件
小糸製作所 1990年6月 (3時間9分)	42,395,000 (26.4%)	ブーン社	①利益配当(1株8円) ②取締役4名選任の件 ③定款一部変更の件
ニチロ 1990年6月 (2時間6分)	306,000	日本改耕社 (代表西原謙二)	①取締役13名解任の件 ②取締役14名選任の件
日本氣化器製作所 1990年6月 (21分)	1,915,000 (19.2%)	エム・ティ・エス	①監査役1名選任の件
中央スバル自動車 1990年6月 (30分)	12,200 (1.2%)	鈴木あきら	①株主配当金の件 ②取締役賞与金の件 ③定款一部変更の件 ④取締役解任の件 ⑤取締役報酬引下げの件 ⑥検査役1名選任の件

(注) 株主総会白書 1990年版 (商事法務研究会編) より

ところが、それから約一〇年近く経過した一九九〇年の資料によると、平成元年七月から平成二年六月総会までに行使された提案権は別表のとおりである。

別表によれば、ここ数年来株主提案は二つの大きな流れに分けられる。その一つは、提案の成否についてよりも、その提案によって一種の売名的な効果を狙った動きが顕著な点である。この種の提案は、毎年どこかの総会で行われており、新味に乏しい提案であるが、このような利用が、株主提案権で見られるであろうことは、立法当初から予想されていたといわれ、アメリカ等でも、最も典型的な例の一つとなつてい

他の一つは、経営権の奪取を究極の狙いとした株買集め株主または大株主による現経営陣の攻撃手段として利用される点である。<sup>(9)</sup> たとえば、日本氣化器製作所の場合において提案株主であるエム・ティ・エスは、数年前から同社株式を買い集め、発行済株式総数の一九・二%にあたる株式を所有している。また、宮入バルブ製作所の場合は、少数株主の請求により会社が招集した総会であり、同社の大株主である高橋産業グループとの雌雄を決する総会であったといわれている。また、小糸製作所におけるピケンズ氏率いるブーン・カンパニーの提案権行使も毎年のことである。総会は検査役二名が臨席して開催され、結局はブーン社の提案は否決されたが、これらにみる株主の提案権は、法の本来予期しない方向へと急速に変化しつつあるように思えてならない。昭和五七年二月一五日の代行リポート第六〇号で、服部栄三博士は早くも上記にみる動きを予測して、今後「株主提案権がどれだけ利用されるかは、はなはだ疑問というべく、恐らくそれほど利用されないのではないか、せいぜい総会屋によつて利用が試みられるにとどまるのではないか、と想像される。」しかし、「この権利ないし制度が目に見える形で利用されないとしても、株主の経営監督権の一つとして、株主、とくに少數株主の意見を反映する方法として、あるいは、株主相互間ないし株主と会社とのコミュニケーションの手段として、提案権制度が明定されたことは、そのこと自体によつて株主総会の運営または会社の経営管理一般に対し予期以上のプラスをもたらすのではないかと期待される。」と指摘されたことは、今後株主提案権制度を考えて行くうえで、重要な示唆を与えたものと思われる。

現代は大衆資本主義の時代である。大企業は、実質上、大衆投資家の出資によって成立し、大衆の供出した資金により運営されている。そして、大衆投資家の多くは勤労者であり、従業員であり、消費者等である。また、世界的にも今や自由と平等と民主主義を基調とした経済社会を強く求めている。このように考えると、今後の大企業は、先ず

一般大衆からいかに愛され、信頼され、かつ、尊敬されるかについての体質改善を早急に行う必要がある。わが国においてはバブル経済が破裂し、証券・金融スキャンダル事件が数多く発覚し、日本企業の在り方に対し、日本国民はもとより国際的にも少なからず不信感を募らせており。また、官僚主導型の生産者・企業重視の産業政策も、海外から大きな批判を浴び、経済摩擦の原因になっている。従来、日本企業が株主総会で行ってきたようなシャンシャン総会であるとか、総会屋と揶揄したり、総会屋＝暴力団跋扈の会社運営を、今後、国民は厳しく批判していかなければならぬ。

世界は今やボーダーレス・エコノミーの時代に入っている。今後、世界経済における日本は、アメリカとともに、その牽引車的役割を大きく担つていかなければならないであろう。二一世紀の世界経済の中での日本企業の課題は、その体質をより一層国際化し、地球規模の貢献を求められることであろう。この要求に応えるためには、アメリカ企業とさらに強く協力しつつ、世界各国企業との共通基盤を求めて行くことが肝要である。

二一世紀を展望した場合、日本の経済界にとっては、従来の企業体質を早急に国際化し、大衆資本主義をより積極的に会社に導入して行くうえで、日本の株主総会における提案権を、単独株主権とする方向で検討してみてはどうであろうか。

単独株主権を認めるることは、会社の民主的運営を促進することであり、株主提案権の本来的意義を満足させることになると思われる。濫用防止規定はそのうえで考えてみてはどうだろうか。

大企業の法人株主による株式の相互持合い関係は、結局、先に見たような証券・金融不祥事件を惹起する原因ともなっている。今後は大衆資本主義を前面に押し出し、一般の個人株主を、より大切に助長育成するような民主的な運

営をすることが、眞の株主総会活性化につながるのではないかと考えている。

- 注(1) 前田重行「株主提案権について」現代株式会社法の課題（北沢還暦記念）一七三頁。
- (2) 前田重行「株主提案権について」私法三四号五一頁、同「株主提案権の立法論的研究」証券研究五七巻一九五頁。
- (3) 三戸岡道夫「株主総会の運営と一株運動」東京株式懇話会・会報二四一号一二頁。
- (4) 山下丈「株主提案権」改正会社法の研究（蓮井還暦記念）一四九頁、末永敏和「昭和五六年改正商法の内容と性格」法律時報五四巻三号一一頁。
- (5) 河本一郎外「株主総会の参考書類等の記載事項（3・完）」商事法務九五七号一九九二〇頁。
- (6) 商事法務研究会「株主総会白書」一九八一年版、八一頁。
- (7) 商事法務研究会「株主総会白書」一九九〇年版、一三頁～一四頁。
- (8) 前掲白書（中央スバル自動車、ニチロ）一三頁。
- (9) 前掲白書一九九〇年版、一四頁。
- (10) 中村一彦「現代的企業法論」一五三頁参照。